

平成25年4月号

e~ろうむ.net
(いい労務)

4月以降の「雇用関係助成金」の 改正と新設・統廃合

◆平成25年度から新体系に

厚生労働省は、4月から雇用関係助成金制度の一部について、既存の助成金で類似するものを統廃合するなどして、わかりやすく、活用しやすい制度体系に変更することを発表しました。

具体的には、雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金のように類似する制度を統合して新設するもの（「雇用調整助成金」に一本化）、中小企業定年引上げ等奨励金など、平成24年度末で廃止となるものなどがあります。

◆雇用調整助成金の改正点

雇用調整助成金と中小企業緊急雇用安定助成金が統合されて雇用調整助成金に一本化されますが、4月1日以降、以下のように一部内容を変更することが発表されています。

(1) 助成率の変更

- ・大企業：3分の2（4分の3）→2分の1
- ・中小企業：5分の4（10分の9）→3分の2

※（ ）内の「労働者の解雇等を行わない場合、障害者の場合」も同様の助成率となる。

(2) 教育訓練（事業所外訓練）の助成額の変更

- ・大企業：4,000円→2,000円
- ・中小企業：6,000円→3,000円

(3) 円高の影響を受けた事業主に対する生産量要件緩和の特例の廃止

◆日本再生人材育成支援事業奨励金の新設

また、4月以降も継続されるものとして、すでに1月より、重点分野（健康・環境・農林漁業分野等）において、有期契約労働者等も含めた労働者に対して、一定の職業訓練を実施した事業主や、被災地復興のために必要な建設関係の人材育成を行った事業主に向けて、以下のような助成金を実施されています。

- ・正規雇用労働者育成支援奨励金
- ・非正規雇用労働者育成支援奨励金

連絡先：〒160-0023

東京都新宿区西新宿6-20-9 西新宿VIPROYAL301

社会保険労務士事務所NKサポート

電話：03-5322-4505 FAX：03-5322-4503

e-mail：info@e-606.net

- ・海外進出支援奨励金（留学）
- ・海外進出支援奨励金（送り出し）
- ・被災地復興建設労働者育成支援奨励金

今後、非正規労働者のキャリアアップ支援、若年層の安定雇用の確保、高齢者の就労促進などを目的とする新しい助成金も設けられる予定ですので、動向を注視したいところです。

「叱られること」についての 若手社員の意識

◆若手社員の約5割が上司・先輩に叱られた経験

人事総合ソリューション企業のレジェンダ・コーポレーション株式会社が、入社3年目までの若手社員を対象に行った意識調査の結果を発表しました。

調査では、若手社員に「上司・先輩に叱られることがあるか」を尋ねたところ、ほぼ半数（49.6%）が叱られたことがある（「よくある」＋「時々ある」）と回答しました。

性別でみると、叱られたことがある割合は、男性55.4%、女性40.4%となり、男性のほうが女性より叱られている傾向が見られたようです。

◆「正当な理由があれば、上司・先輩に叱られたい」 8割弱

正当な理由があれば、上司・先輩に叱られたいか尋ねたところ、「叱られたい」（「とても思う」＋「やや思う」）と回答した割合は78.5%で、特に、3人に1人は「叱られたい」と強く感じていることがわかりました。

◆叱られることは自身の成長に必要

叱られることは自身の成長に必要なかを尋ねたところ、「必要」（「必要」＋「どちらかと言えば必要」）と回答した割合は87.7%となり、必要と感じている割合は、男性89.3%、女性が85.1%で、性別を問わず、叱られることは成長に必要と考えていることがわかりました。

◆「叱り方」にも工夫が必要

昨今、世間を騒がせている体罰問題やパワハラ・セクハラによる訴訟問題によって、上司が部下に対して「叱る」という行為に慎重になっている傾向にあるようです。しかし、今回の調査で、「正当な理由があれば叱られたい」と8割弱の若手社員が回答しており、社会に出るまでにあまり叱られた経験がない若手社員が本当は「叱られたい」と思っていることがわかりました。

ただ、「正当な理由があれば、叱られたいと思うか」という質問において、「叱られなければ伸びない」や「ある程度叱られることは期待の裏返しだと思う」といった、肯定的な意見が目立った一方、「正当な理由があっても、叱られ方によっては受け入れたくない」といった、叱られることに慣れていない若手社員の繊細な一面も見てとれたようです。

4月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

15日

○給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出<4月1日現在>〔市区町村〕

30日

○労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分>〔労働基準監督署〕

○健保・厚生保険料の納付〔郵便局または銀行〕

○外国人雇用状況報告（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕

当事務所より一言

セクハラ・パワハラをなくすためには、職場のコミュニケーションが不可欠ですが、その手段はメールや電話だけでなく、実際に会って、面と向かって話しあいをするのだと思います。

コミュニケーションの意味を履き違えることなく、部下や上司に対してはしっかりと時間を使って意思の疎通を行っていききたいものです。